(５ページ目)

３、障害者総合支援法の対象となる疾病が359に拡大されました。

平成30年4月１日から「障害福祉サービスとう」の対象となる疾病が、358から359へ拡大されました。

障害福祉サービスとうとは、障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業のことです。（障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含みます。）

対象となるかたは、障害者手帳をお持ちでなくても、必要と認められた支援を受けることができます。

障害者手帳とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のことです。

対象疾病に罹患していることがわかる証明書（診断書など）を持参し、お住まいの市区町村の担当窓口にサービスの利用を申請してください。

平成３０年４月１日から新たに対象となった疾病は、特発性多中心性キャッスルマンびょうです。

平成３０年４月１日から表記が変更された疾病は次の３疾病です。

１、ジュベール症候群関連疾患（平成３０年３月３１日までの疾病名は、有馬症候群）

２、若年性特発性関節炎（平成３０年３月３１日までの疾病名は、全身型若年性特発性関節炎）

３、先天性気管狭窄症／先天性せいもんか狭窄症（平成３０年３月３１日までの疾病名は、先天性気管狭窄症）

難病法に基づく指定難病と障害者総合支援法の「特殊の疾病」で異なる疾病名を用いているものもあります。障害者総合支援法の対象疾病は、指定難病より対象範囲が広くなっています。